

伊佐市農業委員会 11 回総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月29日(水) 午前9時00分から10時05分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (23人)

会 長 13 番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2 番委員	8 番委員	1 番推進委員	9 番推進委員
3 番委員	9 番委員	2 番推進委員	10 番推進委員
4 番委員	10 番委員	3 番推進委員	11 番推進委員
5 番委員	11 番委員	4 番推進委員	12 番推進委員
6 番委員	12 番委員	5 番推進委員	14 番推進委員
7 番委員		6 番推進委員	

4. 欠席委員 (4人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 10 番委員 11 番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和元年度 第11回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
農業者年金の推進が2月までですが、この農業者年金制度はいい制度ですので是非推進をお願いしたいと思います。出来れば認定農業者の奥さん達が加入していただければありがたいと思います。

皆さんにお願いがあります。報告者が報告する時に私語を止めていただいて、じっくりその報告を聞いて質問等をお願いします。今、総会は録音をしていますので、その中に私語が入ると議事録を作る際に苦勞しますので、私語はやめていただければありがたいです。

本日は全員出席で規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

10番農業委員と11番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましてご報告いたします。

資料は1ページから11ページになります。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が45件、田118筆、畑6筆です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し、委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決

定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転について説明いたします。

12ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、鹿児島県地域振興公社が行う、農地売買等事業に伴う所有権移転です。

この事業につきましては、一定期間公社が農地を保有し、この期間買い受け予定者と賃貸借契約を締結し、借り受け計画のとおり資金の準備をされ清算後に名義変更される事業となっています。

譲受人は、伊佐市大口山野に居住されている認定農業者の S農園株式会社の構成員である SEさん44歳です。

平成29年に法人の構成員となり、現在水稻、トマトを耕作されており、経営面積は田143,059㎡、畑2,362㎡、合計145,421㎡を耕作されています。

土地の所在地は、伊佐市大口山野字紙漉1281番1で、地目は田、地積は1,597㎡で、伊佐牧場夢さくら館店から西へ約100mに位置し、圃場整備された田です。

続きまして、貸借について説明いたします。

22ページをご覧ください。

期間は1年から20年で、面積は田174,119㎡、畑2,097㎡の計176,216㎡です。利用権を設定する者の数62名、利用権の設定を受ける者の数22名です。

土地の詳細につきましては、13ページ番号1から21ページ番号62のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長

只今、事務局の報告が終わりました。
皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番から6番まで一括で報告をお願いします。
ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。
整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る1月24日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は81歳です。

渡し人 DHさんは、鹿児島市長田町に居住され、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字熊ヶ迫624番2外4筆で、地目は田、地積は合計5,496㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、245,386㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る1月19日現地調査を行いましたので、私11番が報告いたします。

申請人 KHさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は59歳です。

渡し人 NTさんは、兵庫県宝塚市に居住され、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字上ノ山4081番2外1筆で、地目は畑、地積は合計649㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、37,977㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、自宅隣の農地で現況は良く管理されています。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいししまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番、4番について、9番農業委員の報告を求めまます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番、4番につきままして、去る1月25日に現地調査を行いましたので、私9番が報告いたしまます。

申請人 UOさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は55歳です。

3番の渡し人 NTさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は58歳です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字柳ケ丸937番1で、地目は田、地積は951㎡で所有権移転売買であります。

4番の渡し人 HYは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字柳ケ丸937番2で、地目は田、地積は1,659㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は15,103㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で、通作距離は約0.3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいししまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番について、3番農業委員の報告を求めまます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきままして、去る1月24日に現地調査を行いましたので、私3番が報告いたしまます。

申請人 IYさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は37歳です。

渡し人 SKさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字国ノ十2172番1外1筆で、地目は畑、地積は合計1,885㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は37,788㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約10mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号6番について、5番農業委員の報告を求めまます。

5番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番について、去る1月25日に現地調査を行いましたので、私5番が報告をいたしまます。

申請人 MHさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 NKさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口里字羽羽田島2538番地6で、地目は田、地積は241㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は33,414㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございまますので、お諮りいたしまます。

整理番号1番から整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番から整理番号6番については許可が決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数6件について、6件の許可が処分決定しました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（編入）」申出の意見決定について、整理番号1番について8番農業委員の報告を求めます。

8 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（編入）」申出の意見決定
農 業 委 員 について、整理番号1番について、去る1月24日、申請人 UHさんの息子さん UMさん立会いのもと、6番推進委員、7番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口山野に居住されていた UHさんで、年齢は99歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字内村3050番外2筆、地目は田、地積は合計1,043㎡です。

所在地は、山野石井公民館から布計方面へ約1kmに位置し、西側は雑種地とゆず畑、北側は宅地とゆず畑、東側は田、南側は道路を挟んで田で、周囲に与える影響はないものと思われます。

一部変更目的は、現在田として利用しているが農地区域内農地に編入して、農地の有効利用をしたいとのことでした。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、農地利用計画の変更に係る意見書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(編入)」申出の意見決定について、申請件数1件について、1件の意見が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る1月24日、申請人のT行政書士立会いのもと、13番農業委員、13番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

申請人 YMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字芒ヶ丸575番2、地目は畑、地積は857㎡です。

農地区分は第1種農地で、集落接続施設の農地となっており転用目的は廃車置き場として利用となっております。

所在地は、伊佐農林高校から北側に隣接しており、南側は伊佐農林高校、東側は道路、北側は宅地、西側は畑であり、周囲に与える影響はないものと思われます。

当申請地は平成元年に農地法第5条申請において許可を頂き所有権移転登記は行ったものの、地目変更しないで廃車置き場として利用していたため、今回始末書添付で第4条申請を行うものであります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について申請件数1件について、1件が処分決定しました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号17番、18番については、譲渡人が死亡のため取り下げ申請が提出されました。

整理番号1番、2番について、関連事業のため一括で報告をお願いします。9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番、2番について、去る1月24日、申請人の代理人 Y林業 MKさん、HMさん士立会いのもと、3番推進委員、5番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

本件は申請者が同じで2筆の農地を一体として事業を行う計画になっていますので、1番、2番の申請について一括で報告いたします。

譲受人は、福岡県糟屋郡志免町に居住されている HKさんで、年齢は45歳です。

1番の譲渡人は、伊佐市大口上町に居住されている KHさんで、年齢は58歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川北字小苗代原559番10で、地目は畑、地積は643㎡であります。

2番の譲渡人は、伊佐市菱刈市山に居住されているHMさんで、年齢は78歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川北字小苗代原559番9で、地目は畑、地積は932㎡であります。

所在地は、田中小学校から西へ約1.7kmに位置しており、南側は道路を挟んで畑、西側は畑、北側も畑、東側は道路を挟んで宅地で、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番、2番は処分決定いたしました。

議 長 整理番号3番、4番について、関連事業のため一括で報告をお願いします。
9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

農業委員 いてのうち、整理番号3番、4番について、去る1月24日、申請人の代理人 Y林業 MKさん、HMさん士立会のもと、3番推進委員、5番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

本件は申請者が同じで2筆の農地を一体として事業を行う計画になっていますので、3番、4番の申請について一括で報告いたします。

譲受人は、福岡市東区高美台に所在する 合同会社 N 代表社員 TYさんで、一般法人です。

3番の譲渡人は、伊佐市大口上町に居住されている KHさんで、年齢は58歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川北字小苗代原560番3で、地目は畑、地積は773㎡であります。

4番の譲渡人は、伊佐市菱刈花北に居住されている MKさんで、年齢は75歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川北字小苗代原560番4で、地目は畑、地積は837㎡であります。

所在地は、田中小学校から西へ約1.7kmに位置しており、北側は道路を挟んで畑、西側は畑、南側も畑、東側は道路を挟んで宅地で、周囲に与える影響はないと思われまます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、会社の定款、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

議 長 「質疑なし」という声、多数あり。

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番、4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番、4番は処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る1月24日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、4番推進委員、9番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、大阪府中央区道修町に所在する 株式会社 E 代表取締役 KKさんで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている KHさんで、年齢は64歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字芝江1296番1で、地目は畑、地積は2,015㎡であります。

所在地は、南九州変電所から西へ約300mに位置しており、南側は太陽光発電施設、東側は市道、北側は果樹園、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数252枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、会社の定款、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
いてのうち、整理番号6番について、去る1月24日、申請人の代理人 M
行政書士立会いのもと、6番推進委員、7番推進委員、私8番農業委員の3
名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、福岡市博多区博多駅東に所在する 株式会社S 代表取締役
MHさんで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口山野に居住されている HAさんで、年齢は80歳
です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転
用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口山野字久保2285番外1筆で、地目は畑、地積は
合計1,499㎡であります。

所在地は、尾之上公民館から北へ約500mに位置しており、南側は畑、
東側は竹山、北側は道路を挟んで宅地、西側は畑であり、周囲に与える影響
はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数252枚、設置容量49.5k
wを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、会社の定款、事業計画書、
被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関す
る誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であ
ると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたし
ます。以上で報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はござ
いませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番、8番について、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番、8番について、去る1月24日、N行政書士立会いのもと、1番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、東京都武蔵野市吉祥寺南町に居住されている SHさんです。

7番の譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている NSさんで、年齢は86歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川北字迫田4332番1で、地目は畑、地積は883㎡であります。

所在地は、菱刈中学校から南東へ約800mに位置しており、南側は旧山野線、東側は山林、北側は道路、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数212枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

続きまして8番の譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている HTさんで、年齢は83歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川北字迫田4326番で、地目は畑、地積は876㎡であります。

所在地は、菱刈中学校から南東へ約750mに位置しており、南側は畑、東側は旧山野線、北側も旧山野線、西側は田であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数228枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、7番、8番については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番、8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号7番、8番は処分決定いたしました。

議長 整理番号9番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る1月24日、申請人の代理人 株式会社E社員 THさん立会いのもと、4番農業委員、9番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市鷹師に所在する 株式会社 E 代表取締役 SKさんで、一般法人です。

譲渡人は、霧島市国分上井に居住されている MHさんです。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転

用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山1420番41で、地目は畑、地積は2,930㎡であります。

所在地は、楠元川溪流自然公園から南西へ約500mに位置しており、南側、東側、北側は道路、西側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われれます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数324枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、会社の定款、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号9番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号10番、11番、12番について、譲渡人が同一ですので一括で報告をお願いします。2番農業委員の報告を求めます。

2 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号10番、11番、12番について、去る1月24日、農業委員 申請人の 株式会社E社員 THさん立会いのもと、2番推進委員、11番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、番号10番、11番、12番いずれも、鹿児島市鷹師に所在す

る 株式会社 E 代表取締役 SKさんで、一般法人です。

譲渡人は、10番、12番が伊佐市菱刈前目に居住されている TSさんで、年齢は86歳です。

11番は、伊佐市菱刈前目に居住されている HTさんで、年齢は75歳です。

本申請は全て所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

10番の内容としては、パネル設置枚数324枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

11番、12番は、一体事業でパネル設置枚数324枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

申請地は、10番が、伊佐市菱刈前目字平原1728番1外1筆で、地目は畑、地積は合計1,379㎡であります。

11番が、伊佐市菱刈前目字普春庵原5093番1で、地目は畑、地積は1,175㎡で、12番が、伊佐市菱刈前目字普春庵原5083番2で、地目は畑、地積は556㎡で、11番、12番は一体事業であります。

所在地は、10番、11番、12番いずれも、伊佐北始良火葬場管理組合から南へ約700～800mに位置し、東側は畑、西側は畑と山林、南側は畑、北側は畑と山林と原野で、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、会社の定款、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この3件の申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号10番、11番、12番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

		よって整理番号10番、11番、12番は処分決定いたしました。
議	長	整理番号13番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	番 員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号13番について、去る1月24日、申請人 YMさんの母と祖母である IKさん立会いのもと、4番農業委員、8番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口下殿に居住されている YMさんで、年齢は33歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口金波田に居住されている IRさんで、年齢は84歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転贈与で、農地区分は第1種農地で転用目的は農家住宅として利用となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口金波田字西1067番1で、地目は畑、地積は631㎡であります。</p> <p>所在地は、羽月保育園から北東へ約300mに位置しており、東側は畑、西側は宅地、南側は道路、北側は雑種地であり、周囲に与える影響はないと思われま。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号13番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	全員挙手。

		よって整理番号13番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号14番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員		<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号14番について、去る1月24日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、13番農業委員、13番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口篠原に居住されている IDさんで、年齢は44歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口小木原に居住されている MSさんで、年齢は54歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第1種農地で転用目的は廃車置き場として利用となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大田字原ノ巣1649番9で、地目は畑、地積は400㎡であります。</p> <p>所在地は、郡山八幡神宮から西へ約600mに位置しており、南側は宅地、東側は畑、北側は宅地、西側も宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号14番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	全員挙手。

		よって整理番号14番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号15番、16番について、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。6番農業委員の報告を求めます。
6	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号15番、16番について、去る1月24日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、12番推進委員、15番推進委員、私6
農	業	委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。
委	員	譲受人は、始良市加治木町木田に居住されている DMさんです。
		15番の譲渡人は、伊佐市菱刈下手に居住されている DHさんで、年齢は88歳です。
		申請地は、伊佐市大口宮人字砂走409番1で、地目は畑、地積は384㎡であります。
		16番の譲渡人は、大阪府池田市五月丘三丁目に居住されている THさんです。
		申請地は、伊佐市大口宮人字砂走409番9で、地目は畑、地積は249㎡であります。15番、16番地積合計は633㎡です。
		本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。
		所在地は、八代公民館から北東へ約200mに位置しており、南側は畑、東側は山林、北側は畑、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま
		す。
		太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数188枚、設置容量49.5kwを予定してあります。
		添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。
		調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号15番、16番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号15番、16番は処分決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数18件について、2件の取り下げ、16件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして去る1月24日、申請人の SMさん立ち合いのもと、4番農業委員、8番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、5番が報告いたします。

申請人 SMさんは、伊佐市大口鳥巢に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口鳥巢字上松2384番4外1筆で、地目は畑、地積は合計795㎡です。

園田自治会館より南へ約200mに位置し、東側は宅地、西側は牛舎、南側は宅地、北側は畑及び宅地であります。

非農地となった時期は、昭和48年と平成5年から6年で月日は不詳であります。原因は、畑と考えずに昭和48年に住宅を建築、その後平成5年から6年に更地だったところに畑と知らず、倉庫兼作業場を建築したことによるものです。当該農地の現況は全て住宅及び倉庫となっております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はご

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 議案第6号「非農地証明願」1件申請のうち、1件の許可が決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の47ページをお開きください。1月の月例報告をします。
10日、1月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
24日、現地調査を一斉にしております。29日、本日は第11回農業委員会の総会です。
2月の行事予定ですが、5日に2月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。
25日が現地調査です。28日が第12回の農業委員会総会を行う予定です。
月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

(「なし」という声、多数あり。)

事務局 以上で、令和元年度 第11回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。
一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時05分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 10 番

伊佐市農業委員 11 番